



新型コロナウイルス感染症への取り組み

当別町では、町内における対策情報の共有や、感染の広がりを抑制する緊急対応、住民に対する支援制度を実施しています。

町民の皆様の生活や事業活動を支えるため、独自の支援策を始め、国や北海道などの様々な支援について、広報、ホームページ等でお知らせするため、総合窓口を開設しました。

総合窓口 総務課総務係

☎ 23 - 2330

支援情報の
総合案内ページ

(当別町ホームページ内)



個人・生活に関する 相談、支援について

特別定額給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、簡素な仕組みで迅速に各家庭への支援を行うため、特別定額給付金事業を実施します。

▼問合せ

特別定額給付金実施本部
(☎ 27 - 5095)

傷病手当金（国保・後期高齢者）

当別町国民健康保険及び後期高齢者医療保険の加入者が、新型コロナウイルス感染症による療養のために働くことができなかった期間を対象に、傷病手当金を支給します。

▼問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係
(☎ 23 - 2467)

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯へ生活費の貸付を行っています。

▼問合せ 当別町社会福祉協議会
(☎ 22 - 2301)

住宅確保給付金（家賃補助）

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失または喪失するおそれのある方を対象として、給付金を支給することで、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

▼問合せ

生活就労サポートセンターいしかり
(☎ 27 - 6400)

事業者向けの 相談、支援について

当別町休業協力・感染リスク低減支援金

4月24日から5月15日まで、店舗の休業や酒類提供の自粛、感染防止への対策を実施する事業者の方に支援金を支給します。

▼問合せ

商工課商工係 (☎ 23 - 3129)

当別町中小企業特別融資災害等対策資金

町内に事業所または店舗がある事業者の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している方に対して信用保証料及び貸し付けに係る利子を全額助成します。

▼問合せ

商工課商工係 (☎ 23 - 3129)

持続化給付金（国の支援）

中小企業者、個人事業者等で新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者の方へ給付金を支給します。

▼問合せ

持続化給付金事務局の
ページ (経済産業省)



北海道が行う支援

中小企業者等を支援するために相談窓口を設置しているほか、労働者向けの相談窓口を設置しています。

▼問合せ

新型コロナウイルス感染症に関する情報の
ページ



健康に関する 相談について

相談の目安が変更されています

次のいずれかに該当する場合は、すぐにご相談ください。
(該当しない場合の相談も可能。)

■息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

■重症化しやすい方で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状がある場合

高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や人工透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を使用している方

■上記以外の方で発熱やせきなど比較的軽い症状が続く場合

症状が4日以上続く場合には必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない人も同様です。

▼相談先

- ・江別保健所
(☎ 011 - 383 - 2111)
- ・北海道保健福祉部健康安全局
地域保健課
(☎ 011 - 204 - 5020)

その他健康状態に不安のある方は町内のかかりつけ医等に電話でご相談ください（連絡先P 24 参照）。

新型コロナウイルスの影響で 中止・延期になったイベント

新型コロナウイルスの感染拡大を避けるため、大規模なイベントの自粛を要請しています。例年町内で開催されているイベントについて、中止または延期となったものをご案内します。



当別町150年記念 「記念式典」及び 「記念イベント」の延期

10月10日（土）、11日（日）に開催を予定していた当別町150年記念式典、記念イベントは、町民等参加者の安全を最優先に考え、当別町と当別町150年記念事業実行委員会で協議した結果、延期としました。今後、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見ながら、令和3年度に「当別町150周年記念事業」としての開催を検討していきます。

▼問合せ 150年記念事業室 23-2330
150yeaes@town.tobetsu.hokkaido.jp

みんなで楽しい縁日

6月上旬に開催を予定していたみんなで楽しい縁日は延期となります。

第37回夏至祭

6月21日（日）に開催を予定していた第37回夏至祭は、中止となります。



九十九祭 in 北海道医療大学

6月中旬に開催を予定していた九十九祭は中止となります。

とうべつナイトパーク 2020 パート1

6月26日（金）に開催を予定していたとうべつナイトパークは、中止となります。



第43回当別町ゴルフ大会

6月28日（日）に開催を予定していた第43回当別町ゴルフ大会は中止となります。

第13回北海道亜麻まつり in 当別

7月中旬に開催を予定していた亜麻まつりは、中止となります。亜麻畑は例年どおり見学できます。開花の様子や亜麻畑の位置は、当別町観光協会のホームページでご確認ください。





各種猶予・免除制度・給付金



新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方を対象に、様々な支払いの猶予や免除等の制度が設けられています。不安に感じられる場合は、まずはお問合せ先まで連絡ください。

町税の猶予制度について

■問合せ 税務課納税係
(☎ 23 - 2341)

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少があった方は、申請により納税の猶予を受けることができます。

▼対象者

以下のすべての要件を満たす方

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納税を行うことが困難であること。

▼猶予の効果

申請が認められると、最大1年間、無担保かつ延滞金なしで納税が猶予されます。

▼対象となる税目

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する税目が対象となります。

▼猶予の手続き

申請書および添付書類を納期限までに役場税務課納税係へ郵送等により提出してください。申請書に基づき審査を行い、許可・不許可の決定を行います。

また、令和2年2月1日以降すでに納期限が到来している税金は、6月30日までに申請が必要となります。申請を希望する方は、手続き方法をご案内しますので、事前に上記の問合せまでお電話で相談ください。

eL TAXによる電子申請も可能です。詳しくはeL TAXホームページをご覧ください。



▼夜間相談窓口の開設

6月11日（木）、25日（木）19時30分まで
役場1階 税務課納税係 ☎ 23 - 2341
(窓口の混雑緩和のため、ご相談はお電話でお受けしますので、ご理解ご協力をお願いします。)

その他税金や公共料金の猶予制度について

町税以外の税金や公共料金についても、猶予制度がありますので、ご相談ください。

▼国税

国税局猶予相談センター（札幌国税局内）
(☎ 011 - 261 - 2251)

▼道税

最寄りの総合振興局、振興局または同税事務所に相談いただくか、専用ホームページをご覧ください。



▼町営住宅使用料

建設課建築住宅係 (☎ 23 - 3147)
夜間窓口でも相談を受け付けています。

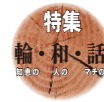
6月11日（木）、25日（木）19時30分まで

▼水道料金・下水道使用料

上下水道課業務係 (☎ 22 - 2411)

▼介護保険料

介護課介護保険係 (☎ 23 - 3029)



国民年金保険料免除等の臨時特例手続について

■問合せ 住民課戸籍年金係
(☎ 23 - 2341)

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付の免除または猶予の制度があります。通常は前年度所得に応じて免除されますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方を対象に、臨時特例措置が設けられました。

▼対象者

以下の①と②のいずれも満たす方

- ①令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で業務が失われるなどにより収入が減少したこと。
- ②収入の減少により当年中の所得が免除等の基準適用相当程度まで低下する見込みがあること。

▼申請方法

申請書類を添付し、役場戸籍年金係または年金事務所へ申請してください。申請書、申立書ともに役場1階戸籍年金係窓口にあります。

【一般の方】

▼申請対象期間

令和2年2月～6月
(令和2年7月以降は改めて申請が必要です)

▼申請書類

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・所得の申立書(臨時特例用)(国民年金保険料免除・納付猶予申請用)

【学生の方】

▼申請対象期間

令和元年度分：令和2年2月～3月
令和2年度分：令和2年4月～令和3年3月

▼申請書類

- ・国民年金保険料学生納付特例申請書
- ・所得の申立書(臨時特例用)(国民年金保険料学生納付特例申請用)
- ・学生証のコピー(発行が遅れている場合は後日提出)

出張相談所の
開設 主催 札幌北年金事務所
日時 6月18日(木) 10時～15時
場所 商工会館(錦町)

新型コロナウイルス感染症対策のため中止される場合がありますので、下記まで事前にお問合せください。
相談予約専用ダイヤル ☎ 011 - 717 - 4133

子育て世帯への臨時特別給付金

■問合せ 保健福祉課福祉係
(☎ 25 - 2667)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する国の取り組みの一つとして、子育て世帯を対象に臨時特別給付金を支給します。

▼支給対象者

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している方。ただし、特例給付の支給を受けている方は、支給の対象になりません。

※特例給付の支給を受けている方とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方(児童1人に月額一律5千円が支給されている方)

▼対象児童

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童
ただし、令和2年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合も含まれます。

▼給付額

対象児童1人につき、1万円

▼支給方法

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している口座に振り込みます。

▼支給までの流れ

- ①「給付金のご案内」と「希望しない場合の申出書」が送付されます。
- ②希望しない場合のみ、申出書を返送してください。
希望する方は手続き不要です。
- ③6月下旬頃に、児童手当登録銀行口座等へ支給する見込みです。

▼申請の注意

基準日(令和2年3月31日)時点での居住市町村から支給されるので、**4月1日以降当別町に転入された方は、転出元の市町村**にお問合せください。

新高校1年生については、**令和2年2月29日**時点での居住市町村から支給されます。

公務員の方は所属庁から支給されているため、所属庁の証明を受けて、**市町村に必ず申請**してください。